

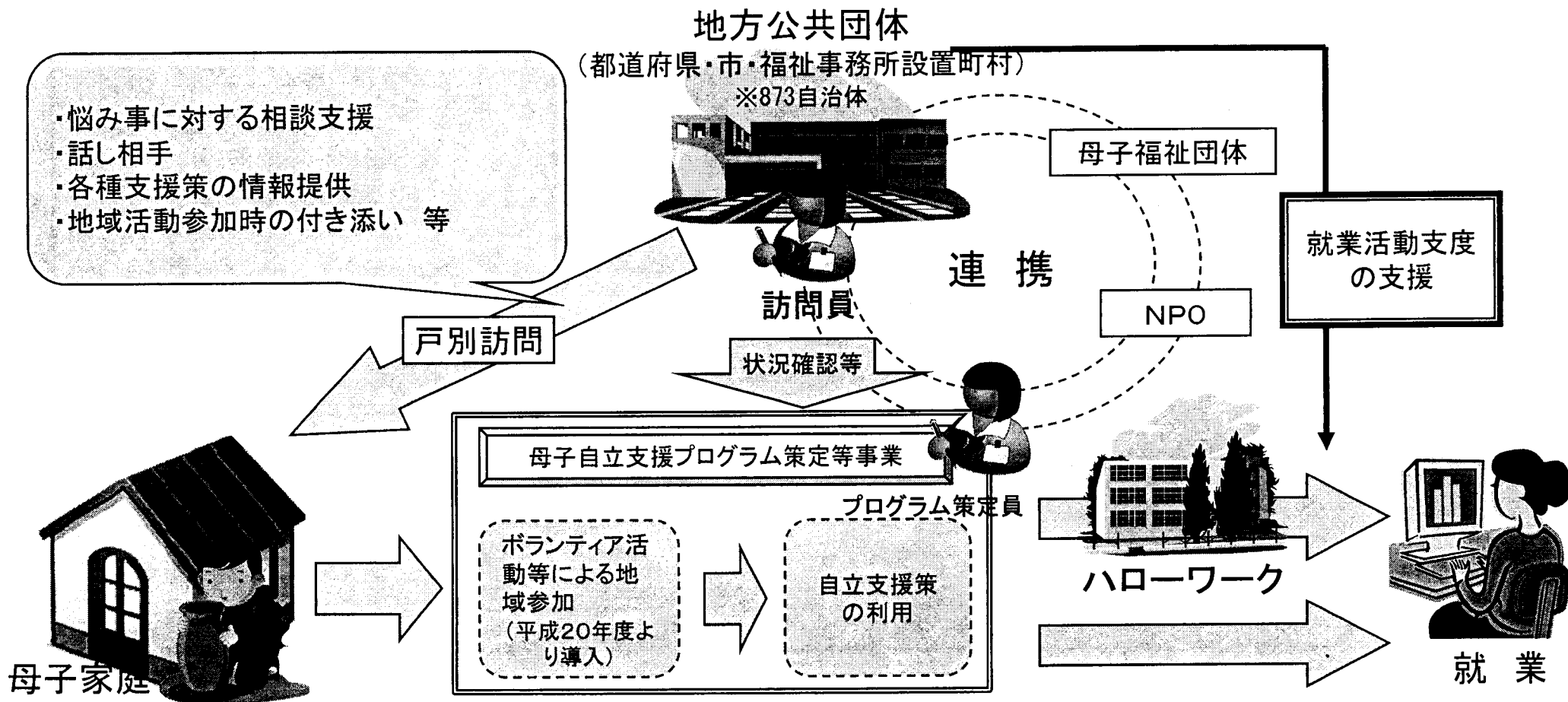
# 就業・社会活動困難者への戸別訪問の実施

## 【安心こども基金】

地域との結びつきが薄く、引きこもりがちであるなど就職活動に至らない母子家庭については、母子自立支援プログラム策定等事業などの就業支援策等に適切に結びつけていくことが必要であるが、母子家庭を取り巻く経済・雇用情勢が厳しいこの時期においては、通常にもましてきめ細かい支援が求められる。

このため、戸別訪問による相談支援を行い、就業支援策への移行後についても、引き続き訪問による状況確認等の支援を行うことにより、自立をサポートする。

また、自立支援プログラム策定後の就業活動を支援するため、就業活動支度の費用について支援する。



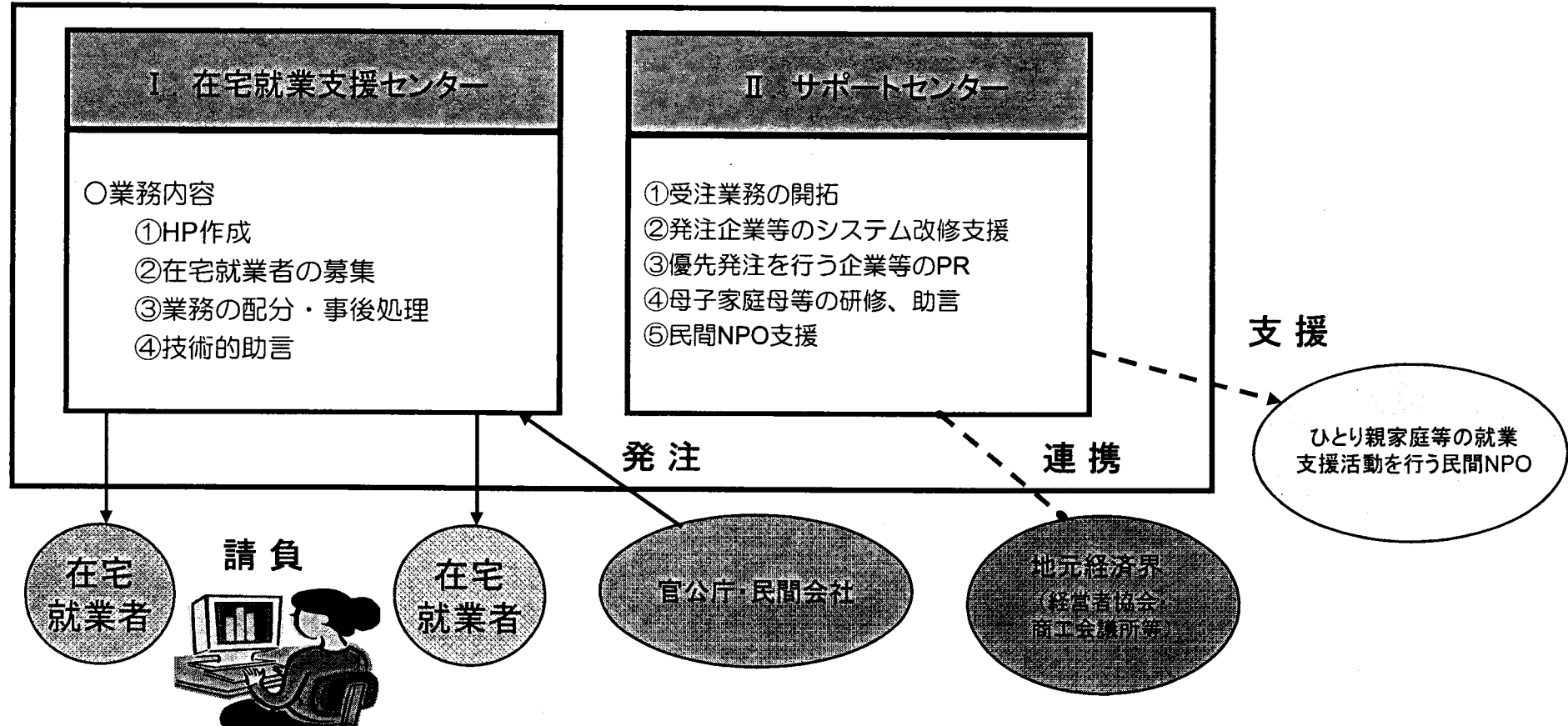
# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のイメージ図

## ●事業パターン

- ① I + II の事業 ② II のみの事業

【安心こども基金】

都道府県・市事業



I : 在宅就業支援センターは、在宅業務受注に伴うデータ処理支援

II : サポートセンターは、受注業務の開拓等を行う支援事業

# 母子寡婦福祉貸付金の拡充

生活が不安定な母子家庭等や自立に向けた活動を行う母子家庭等の資金需要に柔軟に応えることができるよう、母子寡婦福祉貸付金において、貸付利率の引下げ、貸付け条件等の見直しを行う。

## 1. 貸付利率の引下げ

返済時の負担軽減のため、貸付利率について現行の3%から無利子に引き下げる。

(参考)有利子の貸付資金

生活資金※、住宅資金、転宅資金、結婚資金

※母子家庭となつてから7年間を超えない期間(月額4万円、累計96万円を超える金額に限る)、失業期間における貸付期間における貸付け

## 2. 貸付け条件の見直し

### ○連帯保証人要件の緩和

連帯保証人の確保が困難な母子家庭の実情を考慮し、連帯保証人のない場合も貸し付けを認める。  
(ただし、その場合は有利子貸付(1.5%)とする。)

※修学資金、修業資金、就職支度資金(子に係るものに限る)及び就学支度資金については、

- ①親に貸付ける場合は、現行どおり子を連帯債務者とし、連帯保証人については新たに不要とする。
- ②また、子に貸付ける場合は、現行どおり親を連帯保証人とし、
- ①及び②の両方の場合について、利率については引き続き無利子とする。

### ○技能習得資金、修業資金、生活資金(技能修得期間中)の貸付期間の延長

3年を超える修業に対応するため、貸付期間を3年以内から5年以内に延長する。

## 3. 事務費に充当できる利子等の収入の割合の引上げ

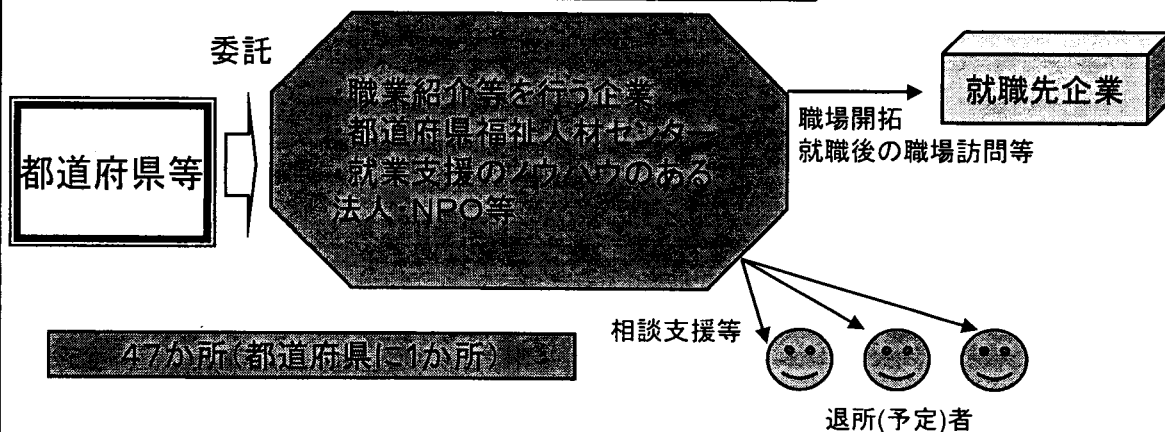
貸付けに係る事務費に充当できる利子等の収入の割合について、現行の2/3から10/10へ引き上げる。

# DV対策の充実

## 婦人保護施設等の退所者等に対する就業支援

- 現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就職が困難な婦人保護施設等の退所者等にとっては一層就職が難しい状況となっている。
- DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るにあたり、アパート等の住居の確保や衣食等の生活必需品の準備などが必要不可欠であるが、中でも経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最も重要となっている。

### ○職業紹介等を行う企業等による就業支援



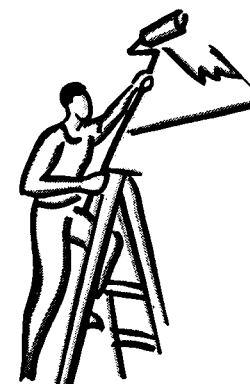
※婦人保護施設・婦人相談所一時保護所(委託を含む)・母子生活支援施設在在所者数:約1万2千人

## 環境改善

- 近年、食品の安全が脅かされる事件が多発しており、食品の衛生管理が重要となっている。
- 情報収集や就職活動において、パソコン操作の技術を習得していることは、大変有効である。

### ○簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

対象施設: 婦人保護施設等



# 婦人保護施設等の退所者(DV被害者等)等の自立支援

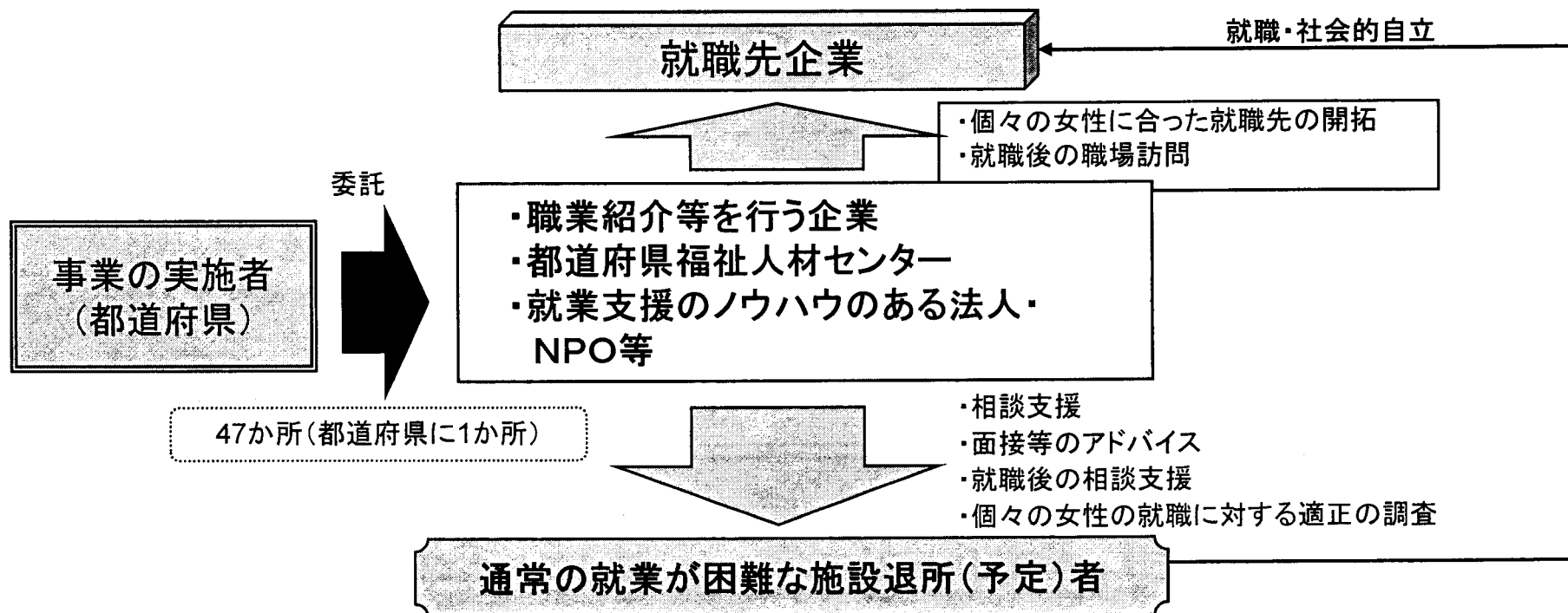
## 【安心子ども基金の対象事業の追加】

現下の厳しい雇用情勢の中、安定した就業が困難な婦人保護施設等の退所者等にとっては、一層就職が難しい状況となっている。

※ 婦人保護施設の在所者(DV被害者等)の約5割が、入所前は専業主婦もしくは無職。(厚生労働省家庭福祉課調べ)

※ DV被害者等が、婦人保護施設等を退所した後、自立生活を送るに当たり、アパート等の住居の確保や衣食等の生活必需品の準備などが必要不可欠であるが、中でも経済的基盤の安定を図る上で、就職先の確保は最も重要。

○ このような者に対して、適切な就業環境を与えるとともに適切な支援を行い社会的自立を目指すために、職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等を職業紹介等を行っている企業等に委託して行う。



# 婦人保護施設入所者等の生活向上のための設備整備等による環境改善

## 婦人保護施設等の安全対策・環境改善

- ・老朽化遊具等の更新
- ・大型冷蔵庫、食器格納庫等の更新・購入
- ・カーペット敷・壁紙等の改修
- ・学習環境整備のためのパソコン購入等



## 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助

### 対象施設

婦人保護施設、婦人相談所(一時保護所含む)